

公共工事の中間前払金に係る運用基準

1 中間前払金の制度の趣旨

中間前払金の制度は、工事の着手時に前払金（請負代金額の10分の4以内の額、ただし、低入札価格調査を経て契約を締結する場合にあっては請負代金額の10分の2以内の額）を支払った後に、更に工事の中間段階において前払金（請負代金額の10分の2以内の額）を支払うものである。

2 中間前払金の対象となる工事等

- (1) 中間前払金の対象となる工事は、請負代金額が130万円以上の工事（ただし、工事の設計及び調査並びに工事の用に供することを目的とする機械類の製造に係るものを除く。）とする。
- (2) 契約担当者は、(1)の工事について、次のすべての要件に該当する場合において、中間前払金を支払うことができるものとする。
 - 一 工期の2分の1を経過していること。
 - 二 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - 三 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

3 中間前払金の対象となる経費

中間前払金の対象となる経費は、着手時の前払金同様に、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費とする。

4 中間前払金の額

請負代金額の10分の2以内の額とする。ただし、請求しようとする中間前払金の額と支払いを受けた着手時の前払金の合計額は、請負代金額の10分の6（低入札価格調査を経て契約を締結する場合にあっては、請負代金額の10分の4）を超えてはならない。

5 継続費又は債務負担行為に係る特例

- (1) 継続費又は債務負担行為に係る契約でその履行が数年度にわたるもの（以下「複数年度契約」という。）に係る中間前払金については、各年度の年度割金額等及び工事期間を基礎として、対象要件（前記2の(1)）及び支払要件（前記2の(2)）の該当の有無を判断し、その支払額も年度割金額等を基礎として計算し、それぞれの年度において支払うものとする。

ただし、対象要件を満たさない年度については、中間前金払は行わないものとし、当該年度については部分払を行うことができるものとする。

6 中間前払金に係る認定

- (1) 受注者は、中間前払金の請求をしようとするときは、あらかじめ中間前払金認定請求書（様式1）を契約担当者に提出するものとし、当該請求書には、工事履行報告書（様式2）を添付するものとする。
- (2) 契約担当者は、(1)の認定請求書の提出があったときは、原則7日以内に、前記2の要件のすべてに該当するものであるかどうかを審査し、妥当と認めたときは認定調書（様式3）を2部作成し、1部を請負者に交付し、他の1部を保管するものとする。
なお、認定調書の交付をもって契約事項第35条第7項後段の通知とみなす。
- (3) 認定は、中間前払金認定請求書に添付された工事履行報告書、既に提出されている工程表等により行うものとする。なお、工事現場等に搬入された検査済みの材料等があるときは、その額を出来高に加算し、進捗額として認定することができるものとする。
- (4) 出来高の数値に疑義がある場合は、受注者に該当数値の根拠となる資料の提示等を求め確認するものとする。

7 中間前払金の支払の請求

受注者は、中間前払金に係る認定を受けたときは、請求書を、保証事業会社が発行する当該中間前払金に関する保証証書（原本及び写し1部）を添付して契約担当者に提出するものとする。なお、契約事項第35条第8項後段の規定により準用する同条第2項の規定が適用される場合は、保証証書の添付は要しないものとする。
契約担当者は、当該請求があった日から起算して14日以内に中間前払金を支払うものとする。

8 中間前金払と部分払の選択

一の工事（複数年度契約にあっては、一の年度の工事）について、中間前金払と部分払（複数年度契約における各年度末の部分払及び繰越に係る工事における年度末の部分払を除く。）の両方を行うことはできないものとする。

※ 平成27年4月1日以降に入札を行う工事から適用する。

（令和5年11月1日 改正）

（令和5年12月1日 改正）